

# 小水力発電による系統電力の代替(E015)

## 【プロジェクト概要】

系統電力の使用を、小水力発電設備から生成された電力で代替するプロジェクト

## 【プロジェクトの適格性基準】

条件1. 小水力発電設備によって生成された電力が、系統電力の使用を代替すること

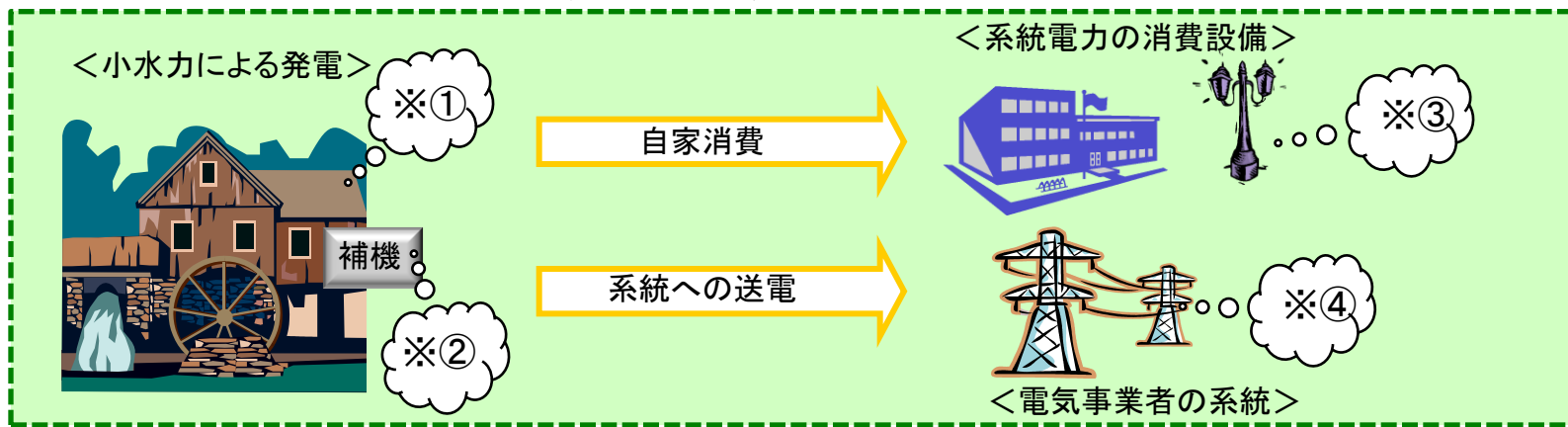
条件2. 使用する小水力発電設備は、設備規模が10,000kW以下、かつ下記のいずれかを対象とする

- ・ 河川に設置する小水力発電設備
- ・ 既存設備等に付加して設置される小水力発電設備

条件3. 再生可能エネルギー電気特別措置法の対象となる小水力発電設備については、再生可能エネルギー電気特別措置法に基づく認定発電設備であること

条件4. プロジェクトの採算性がない、又は他の選択肢と比べて採算性が低いこと

排出削減量の算定で考慮する範囲



## ※【排出削減量算定のために必要なモニタリング項目】

①小水力による発電電力量

②発電補機・送電補機による電力・化石燃料の消費量

または

③需要設備での電力消費量 ※自家消費の場合

④代替される系統電力の利用に伴う排出 (電気事業者の系統への送電電力量) ※系統への送電の場合